

○ SNSに起因する子供の性被害等防止のための広報啓発活動の推進について

〔令和4年5月30日人少乙達第32号
石川県警察本部長から部課署長あて〕

対号 令和2年2月21日付け少甲達第5号「SNSに起因する子供の性被害等防止のための広報啓発活動の推進について（通達）」

SNSに起因して犯罪被害にあった児童数は、全国的には高水準で推移しており、未成年者誘拐をはじめとした重要犯罪被害への発展も後を絶たない。

この背景には、スマートフォンの普及率の増加により、児童にとってSNSがより身近な存在となり、様々な内容の書き込みから被害に巻き込まれている状況があるものと考えられる。

これまで、対号により、児童の保護を図ってきたが、こうした状況に一層適切に対応していくため、SNS上における児童の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みへの広報啓発活動の対象範囲を拡大し、令和4年6月1日から対応することとしたので、下記のとおり効果的な推進に努められたい。

なお、対号は廃止する。

記

1 広報啓発活動の実施要領

(1) 実施主体

警察本部人身安全・少年保護対策課とする。

(2) 対象とするSNS

Twitterとする。

(3) サイバーパトロール

Twitterを検索して、児童の性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みを発見する。

(4) 対象とする書き込み

次の事項に該当する書き込みを対象とする。

なお、対象とする書き込みの該当性は、当該書き込みだけではなく、プロフィール情報や隠語等から総合的かつ組織的に判断するものとする。

ア 書き込み内容

児童買春や対価交際等の相手方を求めていると認められるもの、家出を

企図するなどしている児童に宿泊先を提供しようとしていると認められるもの、家出を企図するなどしている児童が宿泊先の提供を求めていると認められるものなど、性被害等につながるおそれのある書き込みとする。

イ 地域性

書き込み内容から、県警察の管轄区域内の地域性を有することが明白な書き込み、又はその地域性が不明な書き込みとする。

(5) 広報啓発の実施

ア 対象とする書き込みについては、速やかに、当該書き込みに係る SNS について警察本部人身安全・少年保護対策課が保有するアカウントを活用し、注意喚起・警告メッセージを投稿の上、別添の広報啓発用ポスター画像を貼付すること。

イ メッセージの投稿に当たっては、ダイレクトメールなどの相互連絡機能を用いてのメッセージの投稿は行わないこと。

(6) 注意喚起・警告メッセージの内容

注意喚起・警告メッセージについては、投稿者に応じて次のとおりとすること。

ア 児童と思料される者

見ず知らずの相手と会うことは、性犯罪や誘拐、殺人などの重大な事件に巻き込まれるおそれのある大変危険な行為です。

家庭や学校などでの悩みや困りごとがあれば、下記 URL 「ぴったり相談窓口」から、あなたにぴったりの相談窓口をご案内します。

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/annai/>

イ 児童の性被害等を誘引していると思料される者

児童買春、児童ポルノの製造等や保護者の同意なく宿泊先を提供するなどして子供を自己の支配下に置く行為は、子供の人権や健全な育成を著しく侵害する極めて悪質な行為であり、刑事罰の対象となり得ます。

2 ボランティア等と連携した効率的なサイバーパトロールの実施

本広報啓発活動に当たっては、例えば対象とする書き込みの発見と警察への通報を少年警察学生ボランティアを始め大学生ボランティアに依頼する等、効率的な実施に努めること。

3 広報啓発活動実施中に児童の安全を早急に確認する必要の認められる書き込みを発見した場合の措置

広報啓発活動中に、児童が重大な事件に巻き込まれるおそれのある書き込みや自殺予告事案など児童の安全を早急に確認する必要の認められる書き込みを発見した場合は、関係部門と連携して運営事業者に緊急開示要請する等の調査を行うとともに、関係通達等に基づいて人命保護のための緊急の対処を開始すること。

4 その他

SNSの利用に当たっては、県警察における情報セキュリティポリシーにおいて定められる、外部サービスの取扱いに係る規定を遵守の上、適切な運用に努めること。